

Q) PFS/SIBは何に基づく契約になるのでしょうか。(地方自治法など)

- ✓ PFS/SIBは、**独自の法令等で定めはありません**。地方自治法をはじめ、地方公共団体が依拠すべき法令に基づいて、入札や契約手続きを実施します。
- ✓ 内閣府では、PFSアクションプラン(令和5年3月2日関係府省庁連絡会議決定)に基づき、普及促進に係る取組を行っています。

Q) PFS/SIB導入の検討をする際に必要な下準備があるのかを知りたいです。(庁内規程の作成等)

- ✓ 案件組成をスムーズに実施するうえで、初期段階から、各部局(一般的には、官民連携や行財政改革等の担当部局、事業所管部局、契約担当部局、予算担当部局等)が**緊密に連絡・調整を行い検討を進める**ことが、ポイントと考えられます。
- ✓ 情報収集にあたっては、内閣府PFS推進室ポータルサイトに、**事例集や関係省庁のリンクなどを掲載**しています。
 - 内閣府PFS室ポータルサイト <https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>
 - 関係省庁リンク <https://www8.cao.go.jp/pfs/link.html>

内閣PFS推進室
ポータルサイト





Q) 一般的な予算取りについて教えてください。(債務負担、長期継続契約など)

- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が**上限まで改善した場合の支払額**(成果連動払いのほか、固定支払いがある場合の事業経費総額は双方の合計額となる)をもって設定します。
- ✓ 通常、事業による最終アウトカムの発現までには1年以上の比較的長期間を要します。そのため、成果指標の変化を適切に評価する上で、実施期間を**複数年とすることが望ましい**と考えられます。
- ✓ 複数年度にわたる**債務負担行為**を設定した上で、一般的には、当初年度は事業遂行に必要な経費を固定払いとし、後年度に評価を踏まえて成果連動払いが発生するという支払条件を置く方式が多くとられています。

Q) 公募までにかかなりの時間を要するようですが、SIBを採用しない場合は、サウンディングなどを行わずに予算の範囲内で事業を実施することも可能でしょうか。

- ✓ PFS/SIBを**効果的かつ実現可能**なものとするため、案件形成の各段階で民間事業者との対話(マーケットサウンディング)を行うことが有効です。
- ✓ 地方公共団体に比べて、実績のある民間事業者は、**成果達成に向けたノウハウや知見**を有していることから、事前に情報収集を行うことが有効です。サウンディングを実施せずに、公募(プロポーザルや入札)を実施した結果、事業者が参入せず、調達が不調となる可能性も考えられます。
- ✓ また、案件形成の初期では、サウンディングとあわせて事業説明会を実施することで、事業の効果的な情報発信にもつながり、**民間事業者の参入意欲を向上させることが期待**できます。その際、複数の民間事業者とのサウンディングを実施することで、最終的に**適正な価格での契約**に至る可能性も高まります。